
一般社団法人日本伝統文化協会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本伝統文化協会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に会長が決定する。

(1) 本会の目的に賛同するものであること。

(2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規程にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。

5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(種別)

第3条 本会の会員は、下記の通りとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を賛助するため入会した法人又は個人

(3) 名誉会員 本会に功労があった個人で、理事会で承認を経た個人

(入会金及び会費)

第4条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。

(退会)

第5条 定款第10条、第11条、第12条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。

(変更)

第6条 この規程は、定款第15条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。